

岐阜県公報

号外(四) 平成二十一年六月一日

目次

公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

(運転免許課)

ページ
一

公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年六月一日

岐阜県公安委員会

委員長 小川 信也

岐阜県公安委員会規則第六号

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県道路交通法施行規則(昭和三十五年岐阜県公安委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二十二条中「第百二条第一項、第二項」を「第百二条第一項から第五項まで」に改める。

別記第十号様式中「第102条第1項又は第2項」を「第102条第1項から第5項まで」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日) 発行

(金曜日) (休日に当たる) (ときは翌日)

平成二十一年六月一日

平成二十一年六月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社